経　済　民　生　常　任　委　員　会　記　録

令和７年12月１日（月）午前10時09分～午前10時16分（第３委員会室）

○出席委員（８名）

委 員 長	斎藤　正臣
副委員長	山田　　裕
委　　員	遠藤　幸一
委　　員	佐藤　　勢
委　　員	尾形　　武
委　　員	小野　京子
委　　員	黒沢　　仁
委　　員	渡辺　敏彦

○欠席委員（なし）

○市長等部局出席者（なし）

○案　　件

所管事務調査「国際会議観光都市認定による効果・影響に関する調査」

１　追加資料について

２　当局説明の実施について

３　その他

午前10時09分　　開　　議

（斎藤正臣委員長）ただいまから経済民生常任委員会を開会いたします。

議題は、お手元に配付のとおりです。

初めに、追加資料についてを議題といたします。

前回の委員会で国際会議観光都市の認定要件についてご説明しましたが、追加で皆様にご提示できる資料を用意しましたので、ＥＥ資料１―１、１―２をご覧ください。

事務局より説明いたします。

（書記）追加資料についてご説明いたします。

国際会議観光都市の認定の要件についての資料で、２つございます。１つは関係する法律、もう一つは施行規則になってございます。

初めに、資料１―１をご覧ください。こちらは、国際会議等の誘致の促進及び開催の円滑化等による国際観光の振興に関する法律でございます。前回の委員会でもご確認いただきましたが、国際会議観光都市の認定要件が第５条に明記してございます。第５条第１項でございます。こちらの内容につきましては、国際会議場施設が整備されていることが明記されてございます。第２項には、宿泊施設等が整備されていること。第３項には、国際会議等の誘致体制が整備されていること。第４項には、近傍に観光資源が存在すること。こちらにつきましては、前回の委員会でもご確認いただいた点でございます。

次に、資料１―２をご覧ください。こちらは、国際会議等の誘致の促進及び開催の円滑化等による国際観光の振興に関する法律施行規則でございます。第４条には、先ほどの法律第５条で定める国際会議場施設の基準が明記されております。第４条第１項でございます。こちらを要約いたしますと、200人以上を収容することができ、同時通訳設備を用いた会議等を開催できる会議室等を有していること。第２項でございます。今ほどの会議室以外に同時通訳設備を用いた中小規模の会議等を開催できる会議室等を有していること。第３項でございます。会議参加者用のロビー等を有していること。第４項でございます。会議参加者用の事務室、応接室、控室等を有していること。第５項でございます。参加者用の駐車場が確保されていること。

次に、第５条第１項には、先ほどの法律第５条で定める宿泊施設等の基準が明記されております。第５条第１項には、要件が３つあります。こちらも要約いたしますと、イには、宿泊施設の収容人員につきましては、会議室等の収容人員以上であること。ロには、客室の広さや設備について、外国人観光客に適する数が客室総数の３分の１以上であること。ハには、会議等の参加者の駐車場が確保されていること。

また、第２項には食事施設、第３項には案内施設の基準が明記されております。

続きまして、第６条では、先ほどの法律第５条で定める誘致体制に関する業務について明記されております。第１項には、国際会議等の誘致に関する情報の収集を行うこと、第２項には、誘致すべき国際会議等の関係者に対する宣伝その他の誘致のための活動を行うこと、第３項には、国際会議等を主催する者に対する援助を行うこと、以上が明記されております。

追加資料についての説明は以上でございます。

（斎藤正臣委員長）実は私、平成30年に国際会議観光都市の認定要件を福島市が満たしているのかどうかという一般質問をしていまして、すっかり忘れていたのですけれども、そのときにこういった説明が当局からありました。大分昔の話ではあるのですけれども、今事務局から説明があった内容の補足としまして、その一般質問の中で、ではそういった施設の数であったりとか、200人以上収容という要件はありますけれども、コンベンション施設の規模というものに対して何か基準はあるのですかと

いう質問をした際の答弁として、そういった基準はないというような説明が当局からございました。あとは、それ以外の細かいことについては事務局から今説明があったとおりの内容が今のところ確認されているところでございますが、この件について皆様から何かございますでしょうか。

【「なし」と呼ぶ者あり】

（斎藤正臣委員長）ありがとうございます。

では、次に当局説明をこれから実施するわけですけれども、それについてを議題といたします。

前々回の委員会で当局説明の聴取内容をご確認いただきました。本日は、日時を含めた当局説明実施内容を決定したいと思います。

ＥＥの資料２をご覧ください。日時は、１月８日木曜日午前10時からとなります。場所はこちらの第３委員会室。聴取内容につきましては、資料２に記載のとおりです。当局説明員についても記載のとおりで、商工観光部関係職員が参る予定です。記載のとおりになっておりますけれども、以上のとおり当局説明を実施することにご異議ございませんでしょうか。

【「異議なし」と呼ぶ者あり】

（斎藤正臣委員長）よろしいですか。何かご意見とかあれば承りますけれども、大丈夫ですね。

【「なし」と呼ぶ者あり】

（斎藤正臣委員長）それでは、そのようにさせていただきます。

最後に、その他に移ります。委員の皆様から何かございますか。ありませんか。

【「なし」と呼ぶ者あり】

（斎藤正臣委員長）ありがとうございます。

では、以上で経済民生常任委員会を終了いたします。

午前10時16分　　散　　会

経済民生常任委員長　　斎　藤　正　臣